

「西宮市障害福祉推進計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成29年12月14日から平成30年1月19日にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、36名から68件のご意見をいただきました。
ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

■提出人数及び意見件数

①提出人数

（年代別・男女別）

年代	男性	女性	合計
30代	0	3	3
40代	2	1	3
50代	1	10	11
60代	3	8	11
70代～	4	4	8
未記入	0	0	0
合計	10	26	36

（居住地域別）

居住地域	本庁	鳴尾	甲東	瓦木	塩瀬	山口	市外	未記入	合計
人数	18	6	4	6	1	0	1	0	36

（提出方法別）

提出方法	郵送	FAX	メール	持参	合計
人数	3	21	11	1	36

②意見件数

（意見項目別）

意見項目	件数
(1) 第1章 計画の策定にあたって	1
(2) 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	2
(3) 第3章 計画の基本的な考え方	8
(4) 第4章 分野別の取り組み	48
(5) 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備	7
(6) 第6章 計画の推進に向けて	2
(7) 計画全般について	0
(8) その他	0
合計	68

（回答分類別）

回答分類	内容	件数
①素案に記載済・実施済	意見内容が既に素案に盛り込まれている、または既に事業として実施されているもの。	8
②意見を反映	意見を反映し、素案を修正するもの。	4
③今後の参考・検討	素案の修正はしないが、今後の参考とするもの。検討していくもの。	52
④対応が困難	対応が困難なもの、または市の考え方と方向性が合致しないもの。	4
合計	合計	68

「西宮市障害福祉推進計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

（１）第１章 計画の策定にあたって

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	第1章1計画策定の趣旨について、障害者権利条約の批准に先立つ国内法の整備は、障害当事者等から意見が寄せられたことを契機に行われた。また、障害者基本法の改正は、多くの障害当事者の参画の下に検討が進められた。そのことを踏まえた記載にすれば、障害のある人を励まし勇気づけるものになると考える。	1	ご意見を踏まえ、次の通り修正します。 平成23年の障害者基本法の大幅な改正においては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という障害当事者の意見を踏まえた理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律の全てに通じる基本目標とされました。 (P7「修正箇所対応表」参照)	P1	②

（２）第２章 障害のある人を取り巻く現状と課題

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	第2章1(4)精神障害者等の状況について、年齢別・等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況及び疾患別の自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況を記載すべき。以前、市の担当者に確認した際は、データは兵庫県が総数のみ集計しており、整合性のある年齢別のデータが提供されないことや、個人情報の問題から掲載できないと説明された。これらのデータは基本的な資料であり、これらがなければ計画の策定にあたる各種の考察が妥当になされないとされる。	2	集計を行っている兵庫県にデータの提供を依頼しましたが、整合性のある年齢別のデータについては未集計であるため、提供することは難しいとのことでした。また、掲載にあたっては、等級別かつ年齢別に区分した結果、対象者が1名となる等ごく少数の場合、該当者が望まないことや見る人によっては個人が特定される可能性があることも留意する必要があると考えておりました。その後改めて兵庫県に依頼したところ、直ちに作成することは困難であるが、次回に向けて本市と個別協議を行うとの返答があり、今後も引き続き、兵庫県に働きかけを行います。なお、西宮市個人情報保護条例や過去の事例等を調べたところ、個人情報上も原則問題はないという結論を得ております。	P11	③

(3) 第3章 計画の基本的な考え方

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	第3章2(2)自立・社会参加・自己実現に向けた支援の充実について、障害のある人の社会参加や自己実現が果たせる環境整備には、当事者の意見を反映して取り組んで欲しい。	1	引き続き、障害福祉推進計画策定委員会や地域自立支援協議会など、当事者が参画できる機会を確保してまいります。	P22	①
2	第3章4(1)相談支援・権利擁護支援体制の充実について、相談支援は、計画相談支援及び基本相談支援だけではなく、「地域相談支援についての量的拡充」についても今後充実を図るべき。	1	地域相談支援の量的拡充についても記載し、次の通り修正します。 また、地域自立支援協議会等による研修や勉強会を実施し、相談支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員の養成・確保による計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援の量的な拡充に、障害福祉サービス事業所と連携して取り組みます。 (P7「修正箇所対応表」参照)	P25	②
3	相談支援体制の充実について、相談支援を丁寧に行う程業務が多忙になり、手が行き届かない。余裕を持って相談支援を行える人員配置にかかる補助をしてはどうか。	1	平成24年度の相談支援に関する法改正を受け、本市では丁寧な相談支援を提供できる仕組みづくりを検討してきました。地域自立支援協議会などで協議し、「障害者総合相談支援センターにしのみや」が指定相談支援事業所をバックアップしたり研修を開催したりすることにより相談支援の質を向上させる現在の体制を構築いたしました。また、本市独自で相談支援従事者初任者研修を開催するなど量的拡大にも努めているところです。 指定相談支援事業所に補助金を交付することは現時点では検討しておりませんが、今後も「本人中心支援」の理念に沿った丁寧な相談支援体制の構築に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。	P25	③
4	第3章4(2)地域での暮らしを支える生活支援の充実【取り組みの方向性】について、「生活基盤となる住まいの確保」と文中にあるが、具体的な方策についての明言がなく、グループホームの拡充のみの表記になっている。市としてのビジョンを打ち出すべき。	1	今後検討を進めていく旨を記載し、次の通り修正します。 障害のある人の地域での生活の場の確保のため、グループホームの整備促進に引き続き取り組みます。整備にあたっては、課題を整理し、補助金の活用を検討します。また、緊急時の対応を含む短期入所サービスの確保についても検討を進めます。 なお、生活基盤となる住まいの確保についてはニーズを十分に把握し、福祉部局と住宅部局で協議を進めてまいります。 (P7「修正箇所対応表」参照)	P26	②
5	第3章4(2)障害のある人を支援する人材の確保について、障害福祉の問題だけではなく、福祉全体として人材不足は解消すべき共通のテーマである。人材の確保について、事業者任せにしない、計画達成を全市的に取り組むという意味で「全市的」という文言を追加して欲しい。	1	障害のある人の福祉の増進を図るためには、健康福祉局のみならずあらゆる部局による関わりが必要です。これは素案全体に共通した考え方であり、第1章の計画の位置づけの中で「本市における障害福祉施策の基本的な理念と取り組みの指針を明らかにするもの」としていることから、当該部分だけに「全市的」という文言を取上げて追加することは必要ないと考えています。	P26	①
6	第3章4(2)障害のある人を支援する人材の確保について、支援する人材の確保だけではなく、障害当事者が就労する際に、非正規雇用にならない身分保障の仕組みづくりも必要であると思う。	1	引き続き、障害者就労生活支援センター「アイビー」をはじめとする関係機関との連携により、障害のある人の就労に関する支援体制の充実にも努めます。	P26	③
7	【第3章4(5)障害のある人の理解の促進について】ここでの「手話は言語」という表現は、コミュニケーション手段という狭義な捉え方になっており、手話には感情や思想、文化の継承という広義の意味がある。「手話は言語」という表現を、広義の意味で別項目で記載するべきである。	1	障害種別等により必要なコミュニケーションや配慮は異なり、またその背景もさまざまであることから、計画では特定の意思疎通手段や障害種別等において詳細な記載を行うことは控えております。なお、理解の促進については重点的な取り組みに位置付け、施策を進めてまいります。	P29	④
8	「共生社会の実現に向けた理解の促進」の取り組みを、具体的に進めて欲しい。どのように取り組むか知りたい。	1	【第4章7とともに生き、ともに支えあうまちづくり】において記載した事業を中心に、理解の促進に努めてまいります。	P29	①

(4) 第4章 分野別の取り組み

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	基幹相談支援センターの評価について、施策動向を踏まえた検証が不十分である。地域特性を十分に理解した相談支援機能と構造について検討すべきである。	1	現在計画相談支援の普及は十分なものではなく、今後質・量ともに拡充していくことを本計画で明記しております。従いましてダブルチーム機能として基幹相談支援センターが果たす役割も当面は継続すると考えております。しかしながら今後の計画相談支援の普及などによって本市の相談支援体制を見直す必要が生じると考えております。地域自立支援協議会や障害福祉サービス等評価調整会議の意見も参考にしよりよい相談支援体制を構築していきたいと考えております。	P32	③
2	第4章1(2)障害福祉に関する情報提供の充実について、市のホームページで公開されている動画で字幕や手話がないものは、聴覚障害者にとって内容が理解できない。動画作成時に配慮や検討をして欲しい。	1	ホームページで公開している動画に字幕や手話を導入することは、実施にかかるスケジュールや経費の面から難しいと考えておりますが、今後実施にあたっての課題を整理しながら検討して参ります。	P33	③
3	障害者への差別はまだ多く、実効性のある差別解消条例の制定について検討することを盛り込んで欲しい。	1	障害者差別の解消に関する条例については、障害当事者や関係機関と制定に向けた協議を進めます。	P33	①
4	第4章2(2)地域精神保健福祉に関する会議の議事録を公開して欲しい。傍聴も認めて欲しい。	1	地域精神保健福祉に関する会議の体制は今後検討していきます。	P35	③
5	施設職員など障害のある人を支援する人材について、待遇を改善する方法はないか。新聞記事で「障害者施設職員 大卒年収275万円」という記事を見た。障害者の家族として、あんなに大変な仕事であるのに、これでは職員が不足するのは当然だと思う。	1	障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の報酬については、職員の処遇改善に係る加算が創設されており、適宜見直しも行われておりますので、その周知に努めてまいります。職員の労務管理については事業所・施設に対する実地指導・監査の中で労働関係法令を遵守するよう指導してまいります。支援人材の確保は重要な課題と認識しており、関係機関と連携し取り組みを進めてまいります。	P37	③
6	第4章5(1)市役所における障害者雇用の推進について、知的・精神障害者だけでなく、聴覚障害者の雇用にも取り組んで欲しい。	1	障害のある人の職員採用については、昭和63年度実施の採用試験から「身体障害者を対象とした事務職」という採用区分を設け、毎年度継続して取り組んでおります。現在、本市では4名の聴覚障害者を正規職員として任用しております。	P43	①
7	第4章5(2)福祉的就労の充実について、適切な優先発注の実施を行うべき。	1	優先発注に関する方針の見直しを行い、福祉的就労の充実に努めてまいります。	P43	③
8	手話通訳者を増やしてほしい。そのために、手話通訳者養成講座の種類や回数、開催場所を増やすなど、より受講をしやすいようにする必要が思う。通訳者養成講座を受けた後の受け皿が必要であると思う。	9	手話通訳者の確保につきまして、今後も養成講座を継続して実施し、人材確保に努めてまいります。養成講座の在り方等につきましては、今後も関係団体と協議しながら検討してまいります。	P44	③
9	通訳者が活動しやすいよう、自身の仕事を休んで通訳に行く場合、給与の保障等があればよいと思う。	1	手話通訳者・要約筆記者に対する報酬につきましては、他市の状況等を参考にしながら決定しております。今後も他市や国の動向等を注視していきながら検討してまいります。	P44	③
10	聴覚障害者の社会参加促進のため、派遣範囲の拡大など手話通訳者・要約筆記者派遣事業を充実させて欲しい。	2	障害者の社会参加の促進は重要な施策であると認識しており、計画にも記載しております。なお、手話通訳者・要約筆記者の派遣範囲の拡大につきましては、他市の状況等も参考にしつつ、引き続き検討してまいります。	P44	③

11	聴覚障害者が手話を学べる機会を増やして欲しい。	4	聴覚障害者向けの手話教室につきましては、現在も難聴者向け手話・読話訓練事業を実施しているところですが、今後も関係団体との協議等によりニーズを把握しながら、事業の在り方について検討してまいります。	P44	③
12	障害のある人と知り合う場の創設と、その情報を発信していくことで、「ともに生き ともに支えあう」ことは可能であると思う。	1	【第4章7とともに生き、ともに支えあうまちづくり】において記載しておりますように、福祉教育や地域福祉活動、ボランティア活動を推進し、障害のある人の理解を深めてまいります。	P46	①
13	手話言語条例を制定して欲しい。 (手話は言語である／手話の普及により、身近なものにしてほしい／それぞれの障害に寄り添った情報保障をしてほしい／聴覚障害者が不自由なく日常生活を送れるようにしてほしい／学校の授業に手話を取り入れてほしい／ほかの条例と分けてほしい／今後どのように議論を進めていくのか／聴覚障害者は不便で不安な思いをしている／手話は聞こえない人だけのものではない／聴覚障害者は誤解や偏見を受けやすい／聴覚障害者が生活しやすい市にしてほしい)	13	他市等で既に制定されている「手話言語条例」の趣旨は「手話は言語であることを認識すること」「手話の普及啓発に努める」ことを通じ、相互理解を深め、手話を使用する聴覚障害者が暮らしやすい社会を実現することが目的と思われる。このことは、障害者基本法第3条や障害者権利条約第2条等で既に明記されており、また、同法・条約においては、手話のほか、筆記や点字をはじめ、障害のある人が自ら選択する他の全ての意思疎通の手段についても同様に保障することも書かれています。以上より、市が制定する条例については、あらゆるコミュニケーションが困難な方に配慮したものであるべきと考えます。また、相互理解を深め、全ての障害のある人が暮らしやすい社会を実現するためには、合理的配慮の提供など差別の解消等も合わせて検討する必要があると考えております。しかしながら、手話は言語であることを認識し、その普及啓発の必要性については十分留意し、今後の施策を進めてまいります。以上について、策定委員会や自立支援協議会等を通じ、障害当事者や支援者等の関係者よりご意見をいただき、検討を進めたいと考えております。	P46	③
14	情報コミュニケーション条例を制定して欲しい。 (手話言語条例については、他市で制定されているような他の障害にも配慮したコミュニケーション条例を含んだものを参考にしてほしい。)	4	手話等のコミュニケーション手段の尊重につきましては、社会参加の促進のための手話通訳者・要約筆記者等の派遣・養成や、理解の促進のための啓発事業を実施してまいります。個別の事業につきましては、社会情勢その他を考慮しながら、計画に沿った事業運営を行ってまいります。	P46	③
15	【第4章7(1)手話等のコミュニケーション手段の尊重について】どのように尊重するのか 「手話は言語である」という文言が素案に数か所あるが、具体的にどのようなことを行うのか。共生社会を目指すため、手話が広く行き渡るようにして欲しい。	2	手話等のコミュニケーション手段の尊重につきましては、社会参加の促進のための手話通訳者・要約筆記者等の派遣・養成や、理解の促進のための啓発事業を実施してまいります。個別の事業につきましては、社会情勢その他を考慮しながら、計画に沿った事業運営を行ってまいります。	P46	①
16	【第4章7(1)手話等のコミュニケーション手段の尊重について】ここで「手話は言語」と記載すると、手話はコミュニケーション方法にだけ配慮するものと捉えられてしまう。手話は暮らし全般を含む障害理解が必要で、意思疎通手段としての手話と分けた方がよい。	1	障害種別等により必要なコミュニケーションや配慮は異なり、またその背景もさまざまであることから、計画では特定の意思疎通手段や障害種別等において詳細な記載を行うことは控えております。なお、理解の促進については重点的な取り組みに位置付け、施策を進めてまいります。	P46	④
17	手話は地域により差異があるが、聴覚障害者も健聴者も学び・使う手話として、全国共通の標準語に該当する手話があってもよいのではないかと思う。	1	手話には日本手話や日本語対応手話などの種類があります。本市においては、手話通訳者養成講座につきましては厚生労働省の示すカリキュラム等に沿って実施しておりますが、それ以外の場面でどの手話を使用するかは、限定することが困難であると考えます。	P46	④
18	手話サークルの会員の多くは手話検定試験を受験している。サークル会員以外でも受験を勧める働きをできないか。	1	手話検定試験の広報については、ポスターの掲示やチラシの設置を行っておりますが、今後も効果的な広報について検討してまいります。	P47	③
19	教育の場で手話を広めて欲しい。	1	学校園と連携し、さまざまな障害に関する理解啓発に努めます。	P47	③
20	雇用及び地域福祉の推進について、障害のある人が「講師」として障害理解等の啓発を行う「仕事」を西宮市で提供してはどうか。	1	これまでも地域自立支援協議会や市が後援するセミナー等で当事者が自身の体験を語るなど、実際に障害のある人と接することによる理解の促進を図るとともに当事者の自立に向けた支援を行ってまいりました。今後とも、効果的な啓発方法について検討してまいります。	P47	③

(5) 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	市内におけるグループホームが不足しているのは周知の事実であると思う。新規のホームがいくつ必要になるか。人数ではなく軒数での計画をたてることは難しいのか。 また、消防法や建築基準法等様々な法令が関連しているため、一定の要件を緩和する条例などを作れないか。	1	共同生活援助サービスの定員は共同生活住居毎に異なるため、軒数で計画をたてることは困難であると考えております。そのため、利用者数の見込みにて計画をたてており、引き続きグループホームの整備に努めてまいります。 また、消防法、建築基準法等に定める要件については利用者の安全確保が目的であるため、グループホーム設置に係る要件を緩和する条例の制定は困難と考えております。	P67	④
2	地域生活支援事業(必須事業)における相談支援事業等の中に、住宅入居等支援事業が規定されている。過去二年間においてこの事業はどこが受託していたのか。どのような支援を実施したのか。具体的な数値や予算額は、必須事業が平成30年度以降、廃止されることがあってよいのか。また、過去二年利用がなかったが、この事業をどれだけの人が知っていたのか。事業を継続し、内容を明らかにしていく必要があると考える。	2	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)は地域生活支援事業の必須事業である相談支援事業のメニューの一つとして挙げられているものです。 平成23年度までは本市も委託相談支援のなかでこの事業も位置付けて実施してありました(平成23年度は3事業所に各200万円で委託)。しかしながら平成24年度に法改正があり計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援が個別給付に位置付けられたことから、現在の国要綱におきましてはこの事業の内容の多くが「地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるもの」とされています(平成29年度の全国の市町村の実施率は15%)。また、「市町村は地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること」とされていることから本市は基幹相談支援センターのサポートを受けながら指定相談支援事業所が住宅入居等の支援を行えるよう目指しているところでございます。 従いまして、本市の相談支援事業の取り組みとして実質的に住宅入居等の支援は行っておりますが、国要綱に定める地域生活支援事業は市が直接、あるいは市の委託で実施する場合に「実施できている」として国・県から補助を受けられるものでありますことから、「地域生活支援事業としての住宅入居等支援事業」の実施見込みは「無し」としているところでございます。	P70	③
3	【第5章4(1)手話通訳者・要約筆記者等派遣事業について】派遣登録している通訳者の数を記載して欲しい。手話通訳者・要約筆記者養成研修事業について、手話と要約個別の人数を記載して欲しい。	2	各サービス等における実績値や見込量の指標については、利用者数・事業所数・実施回数などが想定されますが、その全てを記載すると煩雑となるため、国や県の指定する指標を記載しております。しかしながら、各サービス等における詳細な数値が重要な指標になるとと思われるものについては、今後掲載の可否について検討してまいります。	P70	③
4	【第5章4(1)地域生活支援事業の見込量について】手話通訳者・要約筆記者等派遣事業は増加しているが、手話通訳者設置事業や手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は横ばいであるのはなぜか。	1	手話通訳者設置事業とは、市役所に手話通訳者を設置し市役所内での手続きその他の支援を行う事業であり、利用実績を考慮し現在2名の手話通訳者を設置しているところです。 手話通訳者・要約筆記者の人材確保につきましては重要な施策であり、養成講座の開催は継続して実施していく必要があると認識しているところですが、現在の応募人数等から、現時点で講座回数を増加することは困難であると考えております。養成講座の在り方につきましては、今後も関係団体と協議しながら検討してまいります。	P71	③
5	自発的活動支援事業について、ボランティア活動の実態調査を行うなど、理解促進状況が把握できる方法を検討してはどうか。	1	自発的活動支援事業は、国が示す事業のうち、いずれかを行うもので、本市においては、聴覚障害者を含む障害当事者等によるピアサポートによる活動を支援しております。今後もボランティア活動の普及・促進を図るとともに、理解促進に努めてまいります。	P72	③

(6) 第6章 計画の推進に向けて

※回答分類「①素案に記載済・実施済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	計画 頁	回答 分類
1	PDCAサイクルの実現にむけて、今後どのように実行を検討しているのか。	1	計画の実施状況については、自己評価を行うとともに、障害福祉推進計画策定委員会や地域自立支援協議会において、ご意見をいただく予定です。	P81	③
2	第6章2(5)保健・医療関係機関について、障害者の高齢化や障害の重度化が進むなか、障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくためには、障害特性に配慮した医療を受けられることと、障害があるということだけで受診を拒否されることはあってはならない。「できる限り医療関係者の支援が期待される」というのは、表現として弱いのではないか。	1	ご意見を踏まえ、次の通り修正します。 高齢化や重度化が進むなかで、障害のある人が地域で暮らし続けていくためには、障害特性等に配慮した医療の提供が求められます。 (P7「修正箇所対応表」参照)	P83	②

修正箇所対応表

パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所

NO.	意見 NO.	修正前	修正後	計画 頁
1	(1)-1	<p>1 計画策定の趣旨 (略) 平成23年の障害者基本法の大幅な改正においては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律の全てに通じる基本目標とされました。</p>	<p>1 計画策定の趣旨 (略) 平成23年の障害者基本法の大幅な改正においては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という障害当事者の意見を踏まえた理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律の全てに通じる基本目標とされました。</p>	P1
2	(3)-2	<p>●相談支援体制の充実 (略) また、地域自立支援協議会等による研修や勉強会を実施し、計画相談支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員の養成・確保による計画相談支援の量的な拡充に、障害福祉サービス事業所と連携して取り組みます。</p>	<p>●相談支援体制の充実 (略) また、地域自立支援協議会等による研修や勉強会を実施し、相談支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員の養成・確保による計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援の量的な拡充に、障害福祉サービス事業所と連携して取り組みます。</p>	P25
3	(3)-4	<p>●生活の場の確保 障害のある人の地域での生活の場の確保のため、グループホームの整備促進に引き続き取り組みます。整備にあたっては、課題を整理し、補助金の活用を検討します。また、緊急時の対応を含む短期入所サービスの確保についても検討を進めます。</p>	<p>●生活の場の確保 障害のある人の地域での生活の場の確保のため、グループホームの整備促進に引き続き取り組みます。整備にあたっては、課題を整理し、補助金の活用を検討します。また、緊急時の対応を含む短期入所サービスの確保についても検討を進めます。 なお、生活基盤となる住まいの確保についてはニーズを十分に把握し、福祉部局と住宅部局で協議を進めてまいります。</p>	P26
4	(6)-2	<p>(5) 保健・医療関係機関 ○高齢化や重度化が進むなかで、障害のある人が地域で暮らし続けるためには、できる限り医療関係者の支援が期待されます。</p>	<p>(5) 保健・医療関係機関 ○高齢化や重度化が進むなかで、障害のある人が地域で暮らし続けるためには、障害特性等に配慮した医療の提供が求められます。</p>	P83

パブリックコメントの意見以外で修正した主な箇所（軽微な修正を除く）

NO.	修正前	修正後	修正理由	計画頁
1	4 計画の策定体制 (略) また、関係機関・団体の代表、事業者、公募市民、学識経験者などからなる障害福祉推進計画策定委員会において計画内容の審議を行いました。	4 計画の策定体制 (略) また、関係機関・団体の代表、事業者、公募市民、学識経験者などからなる障害福祉推進計画策定委員会において計画内容の審議を行いました。 <u>併せて、パブリックコメント（意見提出手続）を実施し、市民の意見を募集しました。</u> (略) ○パブリックコメントの実施 計画（素案）をホームページや支所等で公表し、広く市民の意見を募集しました。	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P3
2	■特定医療費（指定難病）受給者の状況 平成29年 受給者（人） <u>3,498</u> ■疾患別の特定医療費（指定難病）受給者の状況 消化器系疾患 人数（人） <u>961</u> 総計 人数（人） <u>3,498</u>	■特定医療費（指定難病）受給者の状況 平成29年 受給者（人） <u>3,500</u> ■疾患別の特定医療費（指定難病）受給者の状況 消化器系疾患 人数（人） <u>963</u> 総計 人数（人） <u>3,500</u>	記載誤り	P12
3	●障害児支援サービスの充実 障害児支援サービスについて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所向けの研修会、こども未来センターからのアウトリーチなどの支援や情報交換を積極的に行っていくなかで、事業所との連携を深め、質の向上を図ります。 また、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスの充実を進めます。	●障害児支援サービスの充実 障害児支援サービスについて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所向けの研修会、こども未来センターからのアウトリーチなどの支援や情報交換を積極的に行っていくなかで、事業所との連携を深め、 <u>障害のある子供とその家族への支援を充実するとともに、</u> 質の向上を図ります。 また、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスの充実を進め、 <u>家族の負担の軽減を図るとともに、障害のある子供の地域での生活を支援します。</u>	第2回障害福祉施策推進懇談会の意見を踏まえたもの	P28
4	●共生社会の理念の普及促進 (略) <u>障害のある人の就労・社会参加の促進や、施設入所者や長期入院精神障害者の地域生活への移行の拡大のためにも、</u> (略)	●共生社会の理念の普及促進 (略) <u>就労・社会参加の促進や、施設入所者や長期入院精神障害者の地域生活への移行の拡大、障害のある女性、子供及び高齢者等の複合的困難に配慮した支援のためにも、</u> (略)	「障害者基本計画」及び「ひょうご障害者福祉計画」と整合性を図るため	P29
5	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (略) (3) 地域生活支援拠点等の整備	(2) <u>地域生活支援拠点等の整備</u> (略) (3) <u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u> ※P54とP55を入れ替え	第4回障害福祉推進計画策定委員会の意見を踏まえたもの	P54-55
6	■訪問系サービスの見込量：重度訪問介護 平成30年度 <u>46,270</u> 時間/月 平成31年度 <u>46,208</u> 時間/月 平成32年度 <u>46,208</u> 時間/月 ■訪問系サービスの見込量：合計 平成31年度 <u>62,870</u> 時間/月 平成32年度 <u>63,370</u> 時間/月	■訪問系サービスの見込量：重度訪問介護 平成30年度 <u>50,323</u> 時間/月 平成31年度 <u>53,291</u> 時間/月 平成32年度 <u>56,664</u> 時間/月 ■訪問系サービスの見込量：合計 平成31年度 <u>69,953</u> 時間/月 平成32年度 <u>73,826</u> 時間/月	記載誤り	P63